

福岡医発第2328号(保)
平成15年 3月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



全国土木建築国民健康保険組合被保険者証の更新について

全国土木建築国民健康保険組合において現在使用している被保険者証の有効期限が、平成15年3月31日で満了となるので、4月1日をもって被保険者証を更新することとなった旨別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

土本第 6552 号の 2

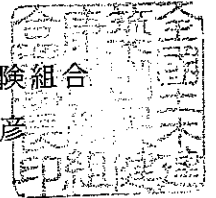
平成 15 年 3 月 11 日

福岡県医師会

会長 関 原 敬 次 郎 様

全国土木建築国民健康保険組合

理事長 坂 本 龍 彦



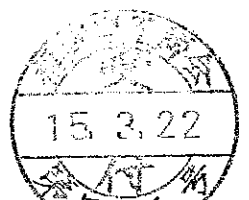
被保険者証の更新について

拝啓 早春の候いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

本組合被保険者に対する療養の給付につきましては、日頃格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、現在使用中の被保険者証の有効期限が本年 3 月 31 日で満了となりますので、4 月 1 日をもって被保険者証を更新することになりましたから、ご了承賜りますとともに、大変恐縮ですが、このことにつきまして貴会員に周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご参考までに被保険者証（見本）を同封いたします。



$$\left(\begin{array}{c} 1 \\ 1 \end{array} \right)$$

被保險者療養給付記錄

[illegible]

111

被保險者療養給付記錄

[illegible]

(F)

眞 傳 五 回

組合員は、その世帯内に次のような異動があったときには、この証を添えて14日以内に必ず事業主に届け出なければなりません。

資格を得る場合	他の健康保険をやめた者がいるとき 被保険者が出産したとき
資格を失う場合	他の健康保険に加入した者がいるとき 被保険者が死亡したとき 生活保護が適用になったとき
その他	被保険者の住所、氏名等に変更があったとき 組合員が変わったとき
届出に持参するもの	印かん、被保険者証、他の健康保険の加入、脱退証明書等

交通事故等、他人の行為が原因でけがをしたり、病気になるって、この被保険者証で治療を受けるときは、直ちに組合に届け出てください。